

選挙人名簿の縦覧・閲覧制度の見直しについて

1 現行制度

(1) 選挙人名簿に登録された者に係る書面の縦覧について

現行制度では、新たに選挙人名簿に登録された選挙人の氏名、住所及び生年月日を記載した書面（以下「縦覧用書面」という。）について、登録後の一定期間（定時登録：登録の翌日から5日間、選挙時登録：当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定める期間）縦覧に供するものとされている。

選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

(2) 選挙人名簿の抄本の閲覧について

現行制度では、市町村の選挙管理委員会は、次の場合に、その必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させることができる。

- (イ) 特定の者が選挙人名簿に登録されたものであるかどうかの確認
- (ロ) 公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動・選挙運動をする場合
- (ハ) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施する場合

選挙人名簿の抄本の閲覧は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き執務時間内に行うことができる。

市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、閲覧を拒むことができる。

2 論点

- ・ 縦覧用書面の縦覧については、その利用状況が少ないことや、選挙人名簿の抄本の閲覧制度の存在、個人情報保護の要請の高まりなどを踏まえ、縦覧用書面の縦覧の廃止を含め見直しを行うことが適当ではないか。
- ・ 縦覧用書面の縦覧を廃止した場合、選挙人名簿の抄本の閲覧については、縦覧が果たしてきた役割が引き続き維持されるように、閲覧可能な時間を定めることが必要ではないか。
- ・ 異議申出の期間については、現行制度では縦覧期間に行うこととされているが、縦覧が廃止された場合、これをどのように定めるか。